



「突抜」考：歴史地理学的史料批判

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2011-09-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 足利, 健亮 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00010057

「突抜」考

——歴史地理学的史料批判——

足 利 健 亮

一、小論のねらい

京都や奈良に、いくつか「突抜（つきぬけ）」という名の「通り」あるいは「町」がある。「通り」あるいは「町」といつたが、「突抜町」というのは、「突抜」という名の道に両側から家々が対面して「町」になったものであって、「突抜」は元来「通り」の名称である。

近世の『京町鑑』や大正期の『京都坊目誌』、近世の絵図などによると、京都では二六例の突抜が数えられるし、『平城坊目考』や奈良市の地籍図によると、奈良では四例の突抜が数えられる。見落しがあるかもしれないから、事例数はまだ若干増す可能性がある。

このほか『近江輿地志略』の「大津町小名^{こな}」の項に、町名や辻子名^{つじこ}一覧にまじって「突抜」という小名が一例記されており、亀山すなわち京都府亀岡市の城下町図中にも一例の「突抜」が見える。また、福井県小浜の城下町にも一例「突抜丁」が認められるし、岐阜にも「今町突抜北之端」という街路部分があった（『日本の市街古図』に所収の町古図による）。これら各都市の例は、いずれも偶然の機会に目に触れたものであるにすぎず、このほかの都市にも、さがせば結構見出されるであらうと予想できる。要するに、京都・奈良に限らず、案外広い範囲に突抜の称が流布していたということである。

この突抜という街路の名称は、いったいどういう意味内容を持った称なのであろうか。京都や奈良に限らず、わが国のい

わゆる歴史的都市には、大路・小路・町通り・筋・辻子（図子）・新道・坂などの種類の「通り」の名称があるが、突抜もそれらに並ぶ一種類の道であることが、右に述べた数と分布のひろがりから云える。しかし、大路・小路・町通り・筋・辻子・新道・坂がそれぞれどういう意味を持っているか判明しているほどには、突抜の意味は明らかでない。

いま、この語を、道路という限定なしに、こういう字面を持った一つの単語として国語学的に解釈しようとするならば、ことはすこぶる容易であろう。例えば『広辞苑』の「突抜」①つきとおること。②まっすぐに通り抜けること。」とする解釈は、まさしくその種の解釈である。しかし『広辞苑』は、多分享保二十年（一七三五）刊行の『奈良坊目拙解』に依拠して「突抜裏」という単語もとりあげ、「表通りへ通りぬけられる裏通り」という解釈を施して、道路としての突抜にも配意している。そうであるならば、つまり道路としての突抜に対する解釈という側面で見ると、道路としての突抜にも表通り裏通りを問わず大半のものが「まっすぐに通り抜けられる」道であり、「表通りへ抜けられる」道であるから、右の解釈ないし説明は意味をなさない、ということになるように思われる。そこで、もう少し限定された意味内容を説いているものがあろうかと探してみるのであるが、管見に入らない。『京都坊目誌』上京第一学区の「社突抜町」の説明文中に、「突抜とは行当りを意味する也」とあるが、それでは国語学的にも疑問であるといわざるを得ない。

そういう状況の中で、近年あらたに次のような解釈を下す人もあらわれた。それは、右に触れた『奈良坊目拙解』に述べられた「川之上突抜町」の解説に、

「当名同川ノ上町ニ、往年当町以南非在家、慶長年間新開街路、仍号突抜町ニ焉、新開路通于他町、俗曰之突抜、在奈良町所々、准其余突抜于之。」

とあることから、突抜・突抜町の意味がわかるかといひ、そのわかった意味内容が、

「突抜は辻子と類似した語義・形態をもっているといつて過言ではなく、したがって、両者の混同・混用例は数多くある。特に示唆に富む例を挙げると、前掲の『奈良坊目拙解』は芝突抜町の旧名が弥勒辻子であったと記しており、これは辻子⇨突抜であると同時に、辻子から突抜への用語変遷の傾向の存したことを意味している。」

というのである。そしてさらに、豊臣秀吉の京都改造事業、特に方一町の正方形街区の中央に南北街路を通した新地割の実施に触れ、

「新たに開通された南北の通り、およびそこに成立した町は、一般に「突抜」、「突抜町」と呼ばれていた。だから、秀吉による市中町割の改造は、「突抜」を開通し、そこに整然と「突抜町」を開発することを構想したものであると言い換えることができる。」

と述べる。

①はたしてそうか、と問い、改めて、突抜とは何かということを、諸史料に基づいて根本から検討してみようというのが小論のねらいである。

二、京都の突抜

突抜の事例が最も多いのは京都である。そこで、宝曆十二年（一七六二）に著された『京町鑑』から関係史料を抜き出す作業から始めよう。

①「○寺町より西へ中筋通まで

②元真如堂突抜町」（傍線は引用者。以下同じ）

③「○元真如堂突抜下ル町

▲常盤井殿突抜町」

④「○堺町通○材木町通とも云

○亀屋突抜とも云

△亀屋突抜といふは此通四条辺に亀屋某とて古き町人あり依て号す今はなし

●凡此通北は内裏南の総門也南は綾小路にて行当又高辻より五条橋通まで又五条の一筋南楊梅より七条迄」

⑤「○車屋町通○不明門通

○因幡堂突抜通

●凡此通北は丸太町より南は姉小路にて行あたり又松原より下へ七条迄

△但松原より下は不明門通といふ又因幡堂突抜通とも云」

⑥車屋町通の

「○二条下ル

▲仁王門突抜町」

⑥烏丸通のうち

「▲御所八幡町 上半町下半町二町に分る

……………

○其南の辻西入町

③聖護院辻子

○同辻東入町

③相国寺突抜 西町東町二町也

○鹿苑院突抜とも云……………」

⑦烏丸通の

「○下長者町下ル

▲圓まる一町

○此圓一町西へ行一町有

③近衛突抜町 俗にずん切町とも云」

これを室町通の方から見ると

「▲近衛町 此町東側に烏丸へ出る所を近衛突抜と云」

⑧衣棚通の

「○姉小路下ル

▲衣棚突抜町

此町南の辻三条にて行当」

⑨新町通の

「○上立売一丁半上ル町東へ入又一丁目程上ル町

▲木之下突抜」

これを東西方向の道、いわゆる横町の上御霊前通から見ると、

「○室町西入

▲文蕃町……此町西の辻を南へ堅町二町有

○御霊下ル

㊦上木の下町

○其南町

㊧中木の下町

○同町南方

㊨下木の下町

又此町一名を○木下突抜と云およそ南にて衣棚に当る」

⑩釜座通の

「○姉小路下ル

▲釜座突抜町……此町の南の辻三条通にて行当也」

⑪「○小川通○天使突抜通
○東中筋

……

●此路北は上御霊筋妙覚寺前より南錦小路にて行当又高辻より南は天使突抜通といふ又魚棚下ル町より東中筋と云」

「○天使突抜通

○高辻下ル

▲船屋町

○万寿寺下ル

▲二丁目

○せったや町下ル

▲四丁目」

⑫「○醒井通 ○和泉殿突抜

▲此通五条下ル二丁目西側人家の間に名水あるゆへに号す又錦小路より魚棚下ル所迄和泉殿突抜通といふは北の行あたり藤堂和泉守殿御やしき有ゆへ也」

⑬猪熊通の

「○妙蓮寺東際

▲妙蓮寺突抜町」

これを大宮通の側からいうと、

「▲若宮堅町 此町南の方に東へ入所を

⑭東若宮町 ……

此町の東の行当

▲瑞光院前町 ……

○此南の町

▲天神北町 ▲上天神町

……

○其南町

▲中天神町 ▲下天神町

俗に寺之内堅町とも云

△右五町を惣て俗に天神辻子といふ

○右下天神町を南へ出る町を

▲妙蓮寺突抜町 又名○宗伴辻子とも云」

⑭大宮通の

「○すじかひばし西入所を

⑮清次郎辻子 此町西の行当の堅町を

▲西若宮町 ……

……

又西若宮町の南町

▲堅社町 北半町南半町二丁にわかる……此北半町西入所を

③社突抜町 又名○山椒屋町とも云

⑮「○一貫町通

……

●此通は松原より南は丹波口下ル所迄の通にて大宮の西の通也……

……

○同五丁目（一貫町五丁目の謂一引用者）

▲丹波海道町

此町南の辻丹波街道也則丹波口と云但此丹波海道より南は一貫町通とは呼ばず其故は是より南は西六条御寺内にて御

支配の境有

○御寺内突抜一丁目

▲丹波海道一丁目 ……

○同南町

▲二丁目 此町南の辻を西へ行ば朱雀へ出る又東へ行ば……大宮へ出る也南は田畑八条九条東寺也」

⑯五辻通の

「▲釈迦前町 ……此町の西を南へ行く一町有

②釈迦突抜町 俗に○地獄辻子と云」

⑰中立売通の

「○西洞院西入

▲橋詰町 ……

○右橋詰町に北へ行所は松之下町也南へ行所

⑧甲斐守突抜通 ○堀川東入

東橋詰町」

⑱下立売通の

「○御前通西入

▲突抜町」

⑬六角通の

「○油小路西入

▲越後町 ……此町南側中程下ル一町を

⑭六角越後突抜町 一名○ねや総屋町とも云」

これを蛸葉師通から見ると

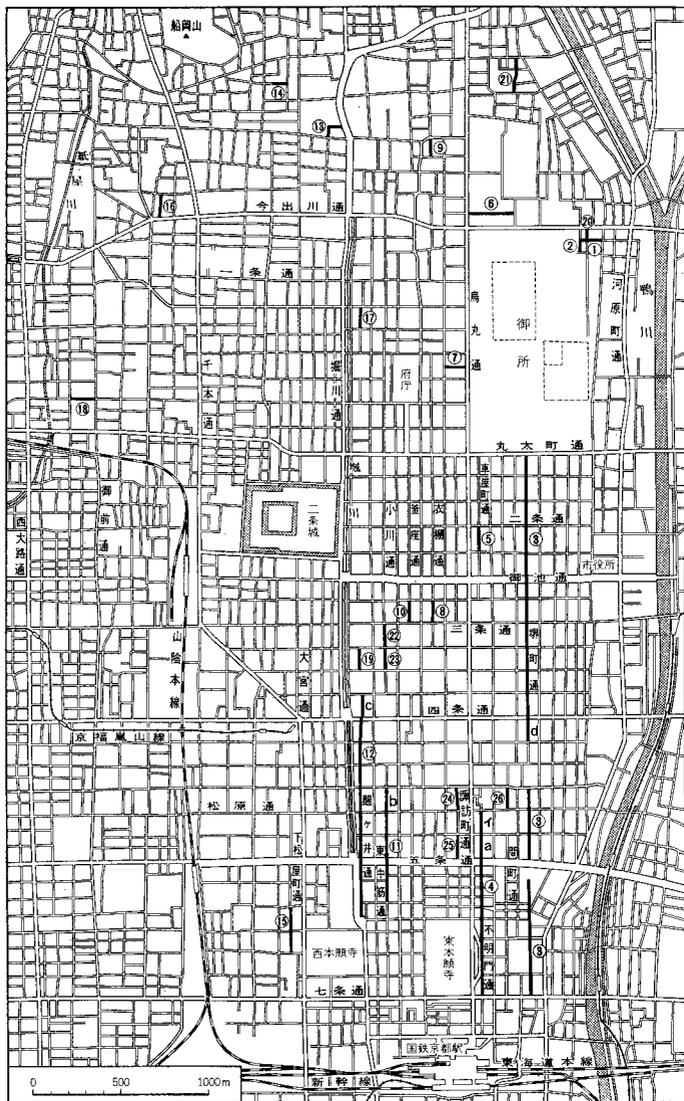
「▲亀屋町 ……此町北側に上ル町は越後屋突抜也」

以上一九の事例を、『京町鑑』の記載になるべく忠実に地図上に記入したものが、第一図である。「忠実に」といっても、例えば⑬の事例は、記事のままでは図上に特定できない。しかし、実際は、今日中立売通の油小路西入ル下ルが「突抜町」として残っているのが、問題なく位置をおさえることができる。また、⑬の妙蓮寺突抜町は、記事のままでは南北方向の道を指すように見えるが、いくつかの近世絵図をつき合わせると、寺之内堅町と寺之内横町を图示したようにカギ型につながる道であるらしいことがわかるので、そのように表現してある。また、事例①の「中筋通まで」というのは『京町鑑』の誤認で、正しくは「二階町通まで」でなければならぬ。

その上に、第一図には、『寛永後 万治前 洛中絵図』（以下『寛永頃洛中絵図』と記す）から拾い出すことのできた若干の事例を補ってある。まず、寺町通西裏にあたる梨木通の今出川下ルが「大原口つきぬけ町」となっているので、これを⑳として補った。次に、相国寺の北にある上御霊神社の東辺、鞍馬口通下ルが「御霊つきぬけ町」と見えるので、これを㉑とした。次に、中京方面へ下って、小川通の三条下ルが「志かやのつきぬけ」とあるので、これを㉒とし、その南に続く六角下ルが「本能寺突抜町」とあるので、これを㉓とした。

さらに、烏丸・室町・高辻・松原に囲まれたブロックを南北に貫くものが「ほねや町つきぬけ」とあり、その南延長上の万寿寺下ルが「みこく殿つきぬけ町」と見え、高倉・東洞院・高辻・松原で囲まれるブロックを割るものが「いなり町つきぬけ」と記されているので、それぞれを㉔、㉕、㉖の事例として、図に補った。

これで第一図は、京都市中の突抜をほぼ網羅した図になったわけであるが、しかし、この図をもって「突抜の分布図」あ



第1図 宝暦『京町鑑』などに見える近世京都の突抜

- ①元真如堂突抜 ②常盤井殿突抜 ③亀屋突抜=堺町通 ④因幡堂突抜通=不明門通
- ⑤仁王門突抜町 ⑥相国寺突抜(鹿苑院突抜) ⑦近衛突抜町 ⑧衣棚突抜町
- ⑨木之下突抜 ⑩釜座突抜町 ⑪天使突抜通(天使突抜1~4丁目)
- ⑫和泉殿突抜=醒井通 ⑬妙蓮寺突抜町 ⑭社突抜町 ⑮御寺内突抜1・2丁目
- ⑯釈迦突抜町 ⑰甲斐守突抜通 ⑱突抜町 ⑲六角越後突抜町(越後屋突抜)
- ⑳大原口突抜町 ㉑御霊突抜町 ㉒志かやの突抜 ㉓本能寺突抜町
- ㉔ほねや(骨屋)町突抜 ㉕みこく殿突抜町 ㉖いなり(稻荷)町突抜

るいは「突抜の位置図」と受けとってしまふのは、どうやら「早のみこみ」ということになるようで、この図はなお若干の「修正」が必要であるらしいのである。では、いったいどのような修正が必要なのか。

『京町鑑』の記載をそのまま「すなお」に読むと、事例④の場合、車屋町通のうち松原から下へ七条までは不明門通と呼び、その不明門通がまた因幡堂突抜通とも云々と記しているのであるから、第一図中の表現のようにならざるを得ない。ところが、『寛永頃洛中絵図』を見ると、万寿寺通と五条通の間が「大堀つきぬけ町」(第一図のa)、その北、万寿寺通と松原通の間が「因幡堂づし巻丁目」(第一図のイ)となっている。『京町鑑』では、その両者はそれぞれ「玉屋町」と「因幡町」で、突抜とも辻子とも呼ばれていない。『寛永頃洛中絵図』は寛永十九年(一六四二)前後の時期の状況を示し、『京町鑑』は宝暦十二年(一七六二)のものであるから、一世紀余りの間における変化が知られるが、その変化は、わずかに一町の区間に成立したにすぎない「突抜」の称が、数町の長さの全街路区間に拡大し、起点のところに立ちふさがる因幡堂の名と合体して「因幡堂突抜通」という名称を生じさせるといふ変化をも伴ったのではないかと考えさせずにおかない。もっとも、『京町鑑』どころか、貞享二年(一六八五)の『京羽二重』に既に、

「車屋町通 北は出水通より姉が小路通迄又松原通より南へ七条通まで因幡堂つきぬけとをりともあかずのもん通共云」とあるし、貞享元年(一六八四)の序をもつ『雍州府志』も、東洞院と烏丸の間の道を、多分不用意にであろうが車屋町之突抜と記しているから、「突抜」の称が全街路区間に拡大して用いられるといふ変化は、第一図のa、イ、両者における町名の変化に並行するのではないかといつても、ずいぶん早い時期だったと考えておかねばならないであろうが。

事例⑤の場合も、よく似ている。この場合も、『京町鑑』が述べていることをそのままに図示すると、第一図の通り、高辻通から魚棚通までの五町の区間がすべて「天使突抜通」であり、それ以外ではあり得ない。『京羽二重』も同様に記すところから、『寛永頃洛中絵図』では『京町鑑』が「船屋町」と記す一町区間(第一図のb)に「天使つきぬけ舟屋町」とあるのみで、それ以南は「天使巻丁目」「天使式丁目」等々になっているから、断定はできないけれども「突抜」と称したのは、はじめは北端の一町のみであった可能性がある。ここに「はじめ」というのは、必ずしも『寛永頃洛中絵図』の時期という意味ではなく、文字通りに命名の最初の段階で、という意味であることをこわっておいた方が、誤解を招く度合いが少ないであろう。

事例⑩の場合も、また同様である。この場合は、『京町鑑』自体が既に、「錦小路より魚棚下ル所迄和泉殿突抜通といふは、北の行あたり藤堂和泉守殿御やしき有ゆへ也」と、名称の起源が街路北端の状況とかかわりあるらしいことを語っているのであるが、『京羽二重』も同様)、確かに北端の一町、すなわち『京町鑑』では「藤西町」となってしまうところ(第一図のc)が、『洛中絵図』では「ふしにしつきぬけ」なのであって、「突抜」と称したのは、もともとはそのほんの一町区間にすぎなかったのではないかを示唆している。

そのような事例は、実はまだある。事例③は、堺町通を材木町通とも亀屋突抜とも云うと『京町鑑』が記すのを、そのままに第一図に示した結果である。が、しかし実は『京町鑑』自体が、亀屋突抜というのは此通りの四条辺に亀屋某という町人が居たことによるのだと、「突抜」の名がごく局限された区間の名として起源したことを示唆している。この事例に関しては、より明確な記載がほかにある。『京羽二重』巻一「南北洛中」の「堺町通」の説明に、

「此通禁裏南の御門すぢ也二条通の下にては材木町通四条辺にて、亀屋の突抜と云」(傍点引用者)

と、亀屋の突抜が四条辺の短い区間の名にすぎないことをはっきり指摘している。それは恐らく綾小路で行きどまりになるまでの四条以南の一町区間(第一図のd)であったらうと、筆者は憶測する。

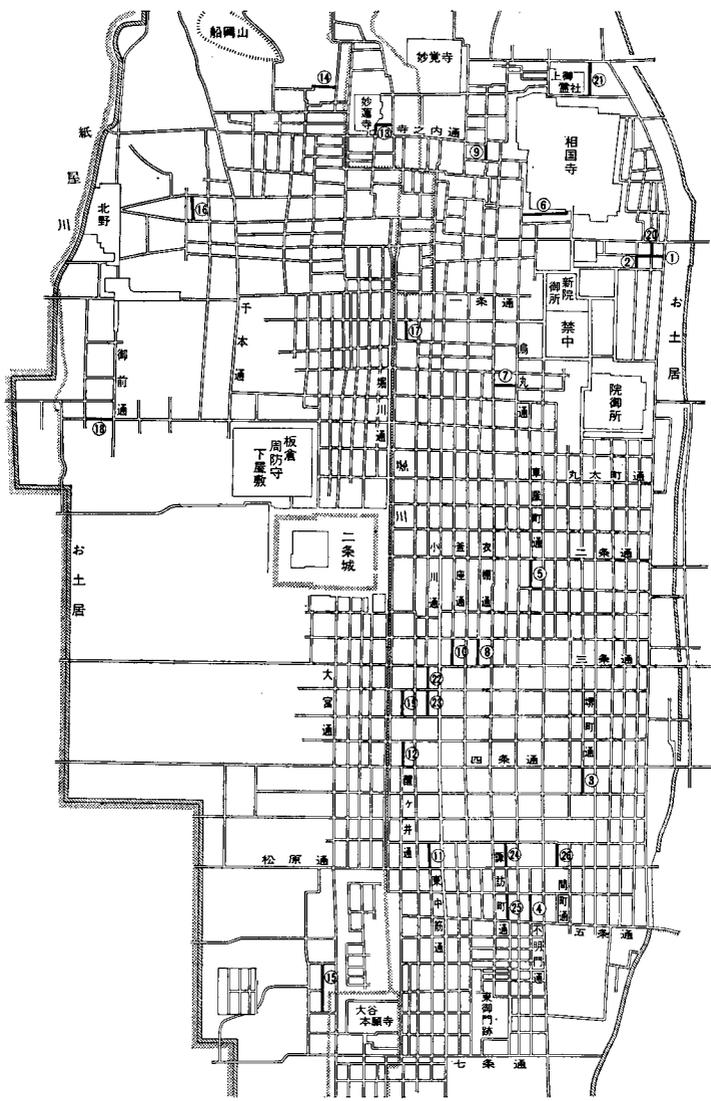
もっとも、亀屋の突抜について右のような記載をしている『京羽二重』が、衣棚突抜や釜座突抜(第一図の⑧と⑩)については、それぞれ、

「北は下長者町通より南へ三条通まで又松原より南へ五条橋通迄」

「北は中長者町通より三条通迄又高辻通より南へ七条通まで」

などと記しているのを見ると、この書が著された時期において既に「突抜」の本意がわからなくなってしまうような乱れた使い方が横行していたことを否応なしに知らされるのであるが、それはともかくとして、dつまり亀屋の突抜に関してだけでも正確な記事が偶然残されていることは評価しなければならない。

以上が、第一図の修正の手續きである。『京町鑑』の記事のみによる限りでは街路の長い区間を指す場合もあったかに見えた「突抜」の称が、しかしどうも元来はそうではなく、街路のごく短い区間の称であったと推断して誤りないと、いえるようになったと思う。その結果できあがった突抜分布図が、第二図である。この図は、先程来たたびたび引用している『寛永



第2図 近世京都における「突抜」の所在復原図

- ①真如堂突抜 ②常盤井殿突抜 ③亀屋突抜 ④大堀突抜 ⑤仁王門突抜
- ⑥相国寺突抜(鹿苑院突抜) ⑦近衛突抜 ⑧衣棚突抜 ⑨木之下突抜
- ⑩釜座突抜 ⑪天使突抜 ⑫藤西突抜 ⑬妙蓮寺突抜 ⑭社突抜
- ⑮(寺内)突抜1・2丁目 ⑯釈迦突抜 ⑰甲斐守突抜(松の下町つきぬけ)
- ⑱突抜 ⑲越後突抜 ⑳大原口突抜 ㉑御霊突抜 ㉒志かやの突抜
- ㉓本能寺突抜 ㉔骨屋町突抜 ㉕みこく殿突抜 ㉖稻荷町突抜

頃洛中絵図』の街路網をベースにし、その図に、各「突抜」の「原形」と考えられる区間を記入したものである。

さて、この第二図を見て、また、これまでの諸史料をこれにつきあわせることによって、突抜とは何かという問いに、解答を与え得るであろうか。否、であろうと思う。かなり正解に近づいてきたようであるが、この段階ではまだ確答は引き出すことができない。実は、確答を得るためには、一度奈良における突抜の事例を検討して、再び京都のそれにかえってくる手続きが必要だったのである。

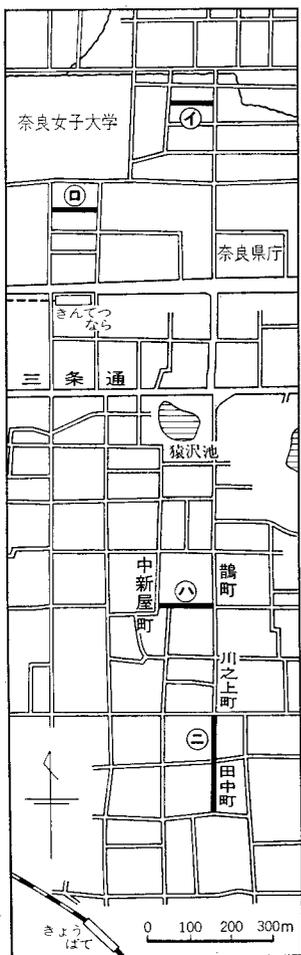
三、奈良の突抜

奈良には、少なくとも四事例の突抜があった。それらは第三図に示すように位置を占める。このうちの○の芝突抜町に関する『平城坊目考』（寛政年間のもの）の記載が、突抜の意味について有効な示唆を与える。

「芝突抜町当町小名号狐ヶ辻子芝突抜は従芝新屋通鶴町小路なり仍曰芝突抜焉

当町ハ旧年鶴町之枝郷にして東口計なり西方新屋町へ不通中世西の口開く於是芝突抜号とす古へ極楽院の境内にて元興寺に通るものなり

狐ヶ辻子古老云先年甲冑の組糸師此所に住す女子ありて紡績糸工をす一婢白粉を以面色を粧ふ事衆にこえたり時の人戯て白狐シロキツネと異名す因て以て竟に狐ヶ辻子と称するのみ是言縁なり野干をいふにあらず当町濫觴不_レ久芝新屋町以



第3図 奈良の突抜

- ①半田突抜
- ②大豆山突抜
- ③芝突抜
- ④川之上突抜

後為在家処勿論なり」

と、その記事はいう。説明を加えよう。

鵠町かまきりというのは、南北方向の「町通り」沿いの町である。その西側の家並みの間を割って、西へ入る小路があった。あるいは小路ができた、といった方がよいかもされない。これが狐ヶ辻子である。鵠町通りから分かれる枝道である。その段階では、それに沿ってまだ独立した町が成立しているわけではないから、もとより「町通り」ではない。従って「町通り以前の段階」の道の名であるところの「辻子」という呼称がつけられた。辻子という名を有することが、まことによく理解できる。その辻子をなげ狐ヶ辻子と呼んだかという説明は、おもしろい話であるが、この際はどうでもよい。重要なことは、この辻子が東つまり鵠町通りにのみ口を有する袋小路としての辻子であったことである。ところが、その後（中世と記しているが、これは今日の歴史学的概念としての中世と一致するかどうかは不明というべきであろう）になって、この辻子を西方へ突き抜き新屋町あらやにも口を開いた。その結果、「芝突抜」を名とすることになり、さらに比較的新しい時期に至って、その道を軸とする町が成立し、「芝突抜町」と称することになった。

右のような極めて明瞭な経過から、「突抜」という呼称は、既存の道の先を延長してある地点まで「突き抜く」という「営為」がそこに定着した呼称であると理解できるのではないか。大事なところなので、くり返しを辞さずに説明に念を入れよう。「芝突抜町」が成立するまでには、二つの「段階」を経由している。最初の階段は袋小路の辻子の段階である。第二の段階は、これを延長して通り抜けの道になった段階である。通り抜け道になっても、状態としてはなお辻子の状態が続いていた。依然として辻子であるから従って辻子という名称は消え去らない。しかし一方で、袋小路から通り抜け道への状態の変化はまさに画期的であった。その画期的変化をもたらししたのは袋小路を突き抜くという「営為」にほかならない。そこで第二段階にあっては状態名の辻子とその状態を生んだ営為を示す突抜とが並存したのである。漠然と、いつのまにか「辻子」から「突抜」へ「用語変遷」が起こったりしたのではない。突き抜かれた「画期」に、「突き抜く」という「営為」の観点からする名称が加わっただけのことで、事情はまったく納得のいくことであった。そしてこれが「町」化して第三の段階に達した時、「芝突抜町」という名がいわば「完成」したのである。

芝突抜町についての『平城坊目考』の記載によって得た筆者の理解は右の通りであるが、何といってもそれはわずか一事

例による理解であるにすぎず、誤りがあるかもしれない。そこで、右の理解をもって、奈良におけるもう一つの事例「川之上突抜町」にあてはめ得るかどうかを検討してみよう。

『平城坊目考』は、川之上突抜町の説明に際してまず割注ふうに、

「当所川の上町の南にあり突抜は新に通路を開きて他所に通するを俗突抜と云」

と記し、続いて本文で、

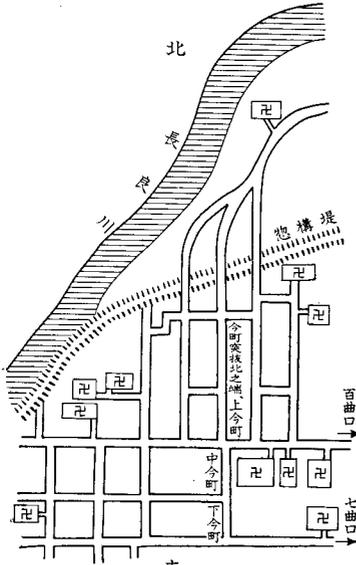
「当町（中略）往年在家あらず慶長年間町家を造るといへとも南方高山町に通せず其後高山田中町等民家を造作するに及て此に通す因て此名あるもの乎」

と記している。「当所川の上町の南にあり」という文で、相互の位置関係をつかんでおくことが必要である。川の上町は南北方向の道に沿った町である。その南北方向の町通りの南延長に川之上突抜町の通りがある（第三図）。そのことを知った上で、前記の突抜の理解を踏まえて、右の引用の後半を注意深く読むことが必要である。そうすると、川の上町の町通りが先にあり、次の段階でその南への延長すなわち突き抜けがはかられ、田中町あたりまで道が通じたこと、そして「突き抜く」という営為が地名の一部になったことを知るができる。これはもちろん『平城坊目考』の著者の解釈である。であるが、この解釈だけが「突抜」という街路名の付けられたわけを説得力をもって語るのである。

同じ『平城坊目考』の著者が、右の引用の前半のところ、「突抜は新に通路を開きて他所に通するを俗突抜と云」と、『奈良坊目拙解』にたびたび見える一文を受け売りしている。しかし、この文はよくない。この文は、実は間違いではない。確かに突抜は新たに道を開くのだが、単に道を開けばそれがすべて突抜かというところ、決してそうではない、というところが重要なのである。まず既存の道がある。既存の道は袋小路であってもよい。それら既存の道の先が延長されて他のやはり既存の道につながる。その延長させてつなげる営為が、突抜の道路名を生じさせたのである。他の既存の道へは直角につながることもないし、㊦の例のように直線的につながることもない。微妙な解釈であるが、これではじめて突抜の本来の語義を正確に知ることができたと思うのである。恐らく半田突抜、大豆山突抜の両者も、袋小路が先行し、のちそれを延長し突き抜くという営為によって成立した名称であろう。はっきりそう記されてはいないが、『奈良坊目拙解』や『平城坊目考』の記述の中に、その経過を窺わせる表現があることを指摘しておきたい。

以上、奈良において得られた突抜の意味の理解は、大津や岐阜にみられる突抜がなぜ突抜なのかを説明するのに適した理解であることがわかった。そして、おそらく右の理解を適用する時、はじめて京都の突抜も把握できるであろうというのが、私の考えである。

いくつかの事例をとりあげて具体的に述べようと思うが、そのためには、前にもどって再び第二図を参照していただかねばならない。まずはじめに、事例⑩を見よう。この事例は、近世下立売通の西端に近い一区間である。下立売通は平安京の勘解由小路相当街路であるから、起源は古い。西の方は藪や野に帰して早くに消滅していた。そのため下立売通によって西の洛外に出るには、御前通につきあたって数十メートル北行し、そこから再び西に向かう上ノ下立売通によるありようになっていた。そのことは御前通から西折した上ノ下立売通が「嵯峨大路」と呼ばれていたことから判明する（『京都坊目誌』上京十学区、大宮町の項）、そしてそれらのことは下の下立売通御前以西が、東から御前通まで達した主要街路のいわば勢を以て、ある時その先へ突き抜かれた区間であったにすぎないことを憶測させるに足る。大津の例に似たありようを考えさせ、ここに突抜の名があることに、抵抗感が生じないのである。そのさらに西延長の一町区間（行衛町の町通り）がそれ以前からあったものか、以後の延長部か、あるいはまた突抜と同時に本来突抜の一部であったものがちに区分けされたものかの判断は、今はできない。

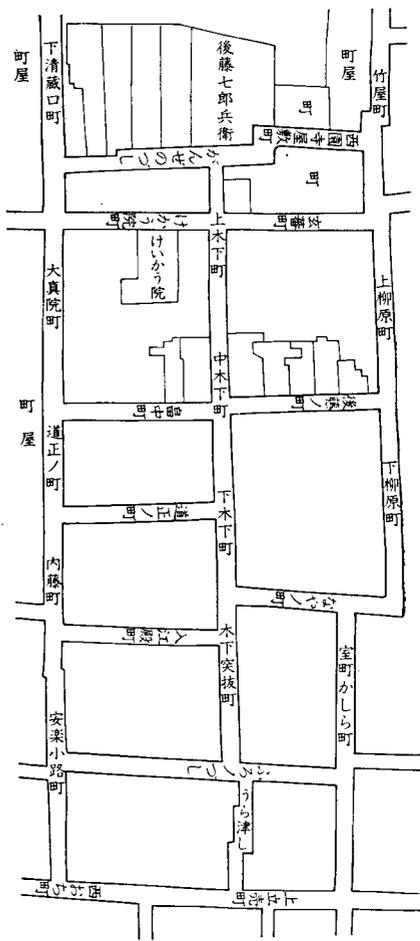


第5図 岐阜古図上の「突抜」

次に事例⑨木下突抜を見よう。本稿のはじめに引用した『京町鑑』では、木下町全体又は下木下町を木下突抜とイコールでつなぐような記し方であったが、『寛永頃洛中絵図』は両者の区別を明記している。当時の付近一帯のありようは、第六図の通りであった。街区の発展についていろいろな推測が可能であるが、ここでは、上・中・下木下町、つまり原初木下町の道の南端が、次の段階で南へ延長され、室町頭町から派生していた風呂の辻子に向かつて突き抜かれることになり、その部分に木下突抜の名が定着し、さらにのちに町化した過程が納得のでき

る憶測であることを指摘するにとどめよう。

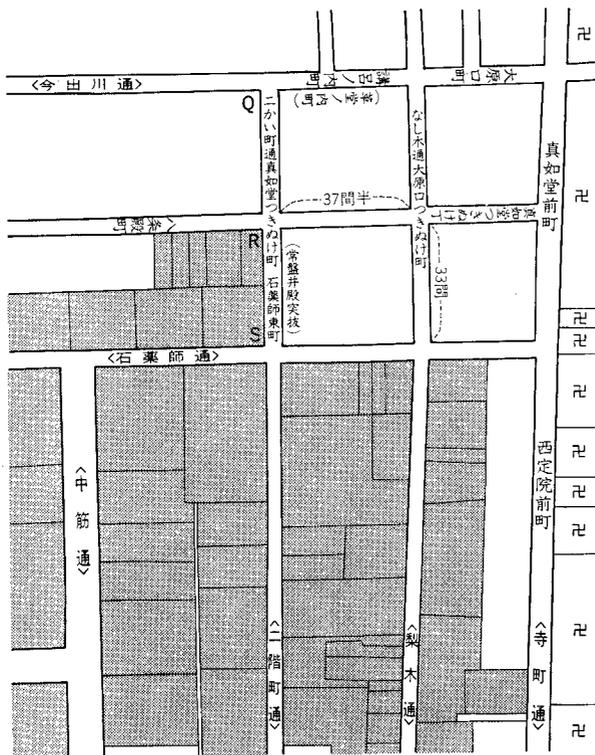
次に①、②、⑩の三例が集まるあたりをとりあげてみよう。そのあたりは、今日では御所の東北隅にかかるため、一部を除いて旧状を失っている。まず『寛永頃洛中絵図』によって当時の街路名または町名を見たものが第七図である。「真如堂つきぬけ丁」の記載が二つあるが、本来のそれは東西方向の道である。『京都坊目誌』（上、九）はこれについて、「開通年月詳ならず。或云元禄五年新開すと。（中略）町名起原 真如堂前町に突入する故なり」と述べている。寛永頃の図に描かれているのであるから、元禄新開かという伝えは採れないが、八条殿町通を延長して真如堂前へ突き抜いた故にこの名が生じたのではあるまいか、その解釈が最も納得できるのではあるまいかと考える私の思考方向に、上記町名起原の説明文はほぼは適合する。大原口突抜町に関しても同様のことがいえる。南北方向の梨木通両側に形成された公家町は、石薬師通でつぎる。もはや公家町ではなくなるその先のブロックまで、同時起源の道が延びていたと考えるのはむしろ抵抗感があり、図中にある中筋通北端と同様に石薬師通で突きあたっていた原形を考える方が、禁裡周辺公家町の街路のあり方一般から見ても抵抗感が少ない。それがやがて延長され大原口町に抜けた時、大原口突抜の名が成立したという過程を憶測させるに足



第6図 木下突抜の周辺（寛永頃）

る道と名称のありようを、第七図は示していると思う。

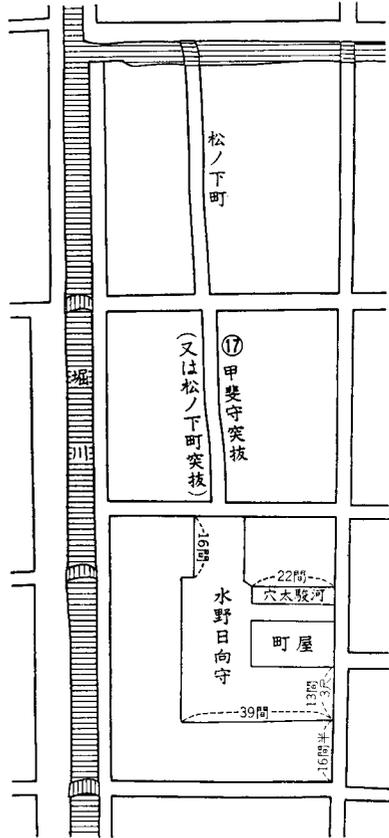
なお、図中、R—Sは『京町鑑』にみえる常盤井殿突抜の位置である。この常盤井殿という名は、桂宮の元禄、享保頃の宮号ということであるから（『京都坊目誌』上、九、常盤井殿町の条）、『寛永頃洛中絵図』の段階で見えないのは当然である。では、どのようにして常盤井殿突抜町の名が成立したのであろう。考えられる一つのケースは、第七図にも明らかな通り、ここは真如堂突抜町のヨコ（枝）町であったから、やがて「突抜」の語のみを継承して別の町名を持ち独立するに至ったという経過である。もう一つは、真如堂突抜町の横町であるにかかわらず、ここも二階町通の北端が今出川まで突き抜かれて成立した突抜であり、潜在していたその事実が常盤井殿の名が冠せられ、宝暦のころにその名が通用していたというケースである。憶測の域を出ないのでこれ以上述べないが、Q—R—Sの道の図上のありようは、突抜というにまことにふさわしい。



第7図 真如堂突抜、大原口突抜の周辺

（アミをかけた区画は公家屋敷。寛永頃の状況を主とし、一部後代の名称等を補入してある。）

このほか、注目すべき事例に⑧がある。これについては既に『京羽二重』の記事を引用して堺町通のうち四条辺の短い区間の街路名であることを指摘してあるが、同様のことが『雍州府志』にも『京雀』にも記されており、洛中周知の事実であったことが認められる。このありようといい、また⑨衣棚突抜、⑩釜座突抜、⑪天使突抜などのありようといい、共に長い道路の一方の端の



第8図 突抜前段階の状況
 (甲斐守突抜の南延長部、水野日向守屋敷のある一画を例として。)

短い区間が突抜を称しているその形が、既存の道の先端の延長という営為によって突抜の名を有するに至った過程を持つタイプであることを、自ら語っていると思うのである。

以上の諸事例が示す一つのタイプに対して、⑥、⑦、⑫、⑭、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒など過半の事例は別のタイプのもの、とりまとめた方が適当に思われる。これらは、前述の諸例と違って、長い道の一端にある短い区間というタイプではない。⑫の藤西突抜のごときは、大まかに図を見ると前述のタイプのそれであるようにも見えようが、実際は南から北行して来た醒ヶ井通の北延長上には無く、その線から東へかなりのズレを作っていて、南からのいわば「勢い」をもって突き抜いたなどという説明ではすまじ得ない事例である。㉒、㉓についても全く同様で、これは北から南下してきた小川通とは、明らかにズレを持って存在している。では、これらの突抜は、なぜ突抜の名を有しているのであろうか。答えは多分、次のようなことであるだろう。

これらの事例は、平安京以来の方一町の街区が卓越する地区にある。方一町街区の中央部は、周知の通り次第に空洞化し、京都が城下町としての色彩を帯びる時代には、そこが多く武家屋敷として活用された。内側に武家屋敷等があるということは、云うまでもないことであるが、そこに達する通路が通じているということである。その通路は、若し武家屋敷等、方一

町区画内部を充たしている施設が退転し、そこに町が侵入しようとする時、今まで通路のなかったむこう側の家並を突き抜いて方一町区画を「割る」一街路を成立させるいわば誘い水になり得る。その過程を考えると、明らかに既存の道（袋小路が一般的）の段階と、その延長、すなわち突き抜きを行なう段階との二段階が認められるのであり、かくして、一町か、せいぜい一町あまりの短い道にすぎないにかかわらず、「突抜」の名を有することになったのである（第八図参照）。

以上のように考えることによって、私は「突抜」というものを理解し得た。

五、むすびにかえて

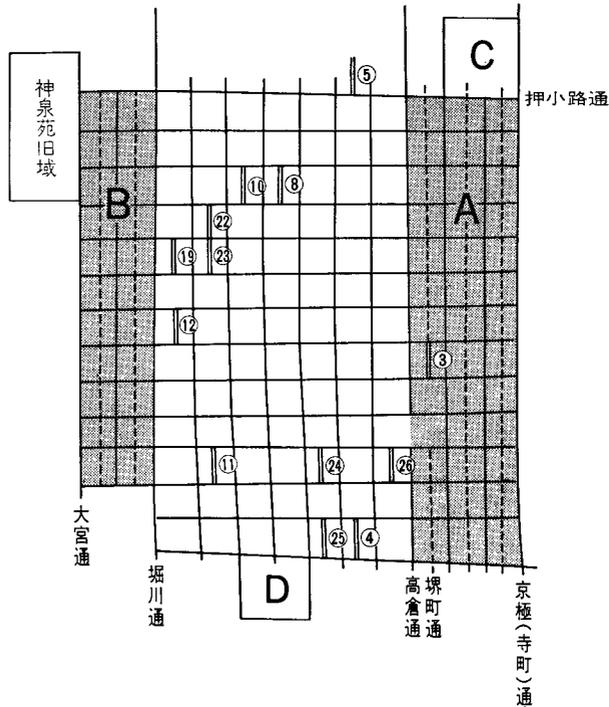
以上、いかにも些細なテーマをとりあげたにもかかわらず、突抜とは、既存の道（それは長い道でも、ごく短い袋小路でもよい）の先端を延長させ、他の街路に、直線的にであろうと直角にであろうとを問わずつなげるという、その「突き抜く」営為によって名を得た道のことであると結論に至るまでに、これほどの紙数を費さなければならなかった。

最後に、本稿の冒頭で「はたしてそうか」と問うた一〜二の問題についての解答を記して、ひとまず小論を結ぶようにしたい。

はたしてそうか、と問うたのは、一つは突抜は辻子（図子）と語義・形態が類似しているという見解に対してであった。結論からいうと、それは乱暴もはなはだしいものといわざるを得ない。

突抜は、突き抜くという営為、あるいはせいぜい突き抜いたという営為の結果が名称となったものに対して、辻子（図子）の本義は、町又は町通りでない状態の道^④ということで、両者は全く無関係の観点から命名されたものである。すなわち語義は全く異なる。次に形態であるが、突抜はその名からして「袋小路」ではあり得ないのに対し、辻子は袋小路であるかないかは全く問題外で、袋小路である場合も、通り抜け道である場合も、どちらの状態もあり得る。従って形態も両者無関係といわざるを得ない。

ただ、実態には或る共通点がある。突抜は既存の道路のネットワークのほかに新しく開かれた道であるから、当然、町通り化するまでに時間を要する。その間は町通り以前の段階にあるのであるから、辻子と実態において異ならない。時々突抜が辻子の別称を持つのはそのためであって、それは語義や形態が類似しているからなどというものではない。



第9図 突抜の分布と天正地割区(A・B)

しかし、どちらかといえば右の問題はまだ些細である。大きな問題は秀吉による市中町割の改造と突抜とがどのように関係するかであると思う。

その問題を考えるためには、秀吉の、天正十八年における京都市中の改造——方一町区画の中央を割る南北新街路の疎通という改造が、どの範囲に及ぶものであったかを正しく把握しなければならぬ。

周知の通り、それを知る基本史料は、『小田原記』の中に記された、

「京極以西、高倉以東、又堀川西、押小路以南之類、皆毎二半町一有南北街路」

という一節である。この文章には、むしろその前にもその後にも重要で興味深い文章が続いており、それら全体でどのようなことがわかるかという厳密な考察を、歴史地理学的手法を用いて行なわなければならないという課題があるが、それについては他

日を期することにして、ここでは右の引用箇所のみを切り離し、その範囲内での論議にとどめることとする。

簡単に割り切って述べよう。右の引用史料が示す範囲というものは、京極・押小路・高倉の三街路で囲まれた第九図Aの部分、そして堀川・押小路の二街路より南西のBの部分の二地区であるにすぎず、それ以外ではないということである。Bの部分の西辺は記されていないが、西辺は市街地を区切る大きな緑地として神泉苑が原形のままではないにしても立ちほだかっていたはずであるし、実際、近世絵図で、大宮が都市域西端の南北街路をなしていることから見ても、史料の示す範囲を図のBの範囲とするのに論議の余地はあるまい。なお、図上のCは街区改造の前年、天正十七年(一五八九)に開かれた

遊里「二条柳町」、Dは慶長七年（一六〇二）に二条から移された「六条柳町」で、これらも、街区改造の北辺がなぜ押小路であったのかということ、あるいは、当時の京都市街の南辺がおよそどの範囲でとどまったかなどを示唆することに注意したい。

さて、著名な秀吉による天正新街区設定のその計画区域が、第九図に示したA・Bの範囲にとどまったとすると、結局新設街路は図中に点線で示した五本にとどまり、事業規模としては意外に小規模であったと見なければならぬように思うが、そうした評価の問題は今はさておき、焦点を「突抜」との関係にしほろう。

図に明らかのように、「突抜」の諸例は、ほとんどすべて、街区改造計画区域をはずれている。わずかに一つ、事例③の亀屋突抜がA区域内にあるが、これはたびたび触れたように、堺町通全体の別称などでは決してなく、四条付近の一区間の名称にすぎないものであった。実は、このあたりのことに關して、藤田元春氏は、先にも引用した『小田原記』の他の箇所、「天正以前戦国ノ時ノモノ有之云、故天正十八年、京師町割時、如御幸町堺町等二町半、各不貫二通云」との一節をとりあげ、読み下しにくいとしながらも、

「これは前から家があったから、天正十八年の京の町割の時に、御幸町や堺町のごとくに、一町の半分の処にすべて一通を縦に通さなかつた。所によつては一町の四角な町ができ、所によつては半町ごとと縦の町ができたといふ大意である。らう。現に堺町でも綾小路で突當つてゐて、南北に通つた筋になつてゐないのである」

という解釈を述べている。^⑦恐らくそうであろう。亀屋突抜は、そういう「残つた正方形街区」を割るために、北から南への堺町通のいわば「勢い」をもつて、その延長上に後に開かれた街路区間と見るのが、最も納得がいく。

かくして、突抜と秀吉の天正街区改造とは、まったく何の關係もないものであることが判明した。突抜はむしろ、比較的広域に亘る市街地改造区域外のところの、いわば個々のでかなり場当たりな一種の市街地再開発の街路として、あちこちに形成されてきたものといつて誤りない。その点に關しては、辻子に類似する。

そのようにわかつてきたならば、次には例えば、辻子とか突抜とかのいわば虫食い状に正方形街区を乱してきた街路部分を消してみるなどといった試みが意味を持つことになる。そういう作業をすることによって、天正期には手をつけられなかつた「正方形街区」の広がりなどといったものが、一層原形に近く復原できたりするであろう。

以上、「突抜」は「つきぬく」という営為が街路名化したものであること、その名を持った街路区間は本来極めて短区間であること、秀吉の事業などとは無関係であること、秀吉の事業と無関係であると明示できたことよって、都市史及び都市の歴史地理を誤って編む危険を一つ防げること、などを指摘し得たと考えるので、欄筆したい。

註

- ① 高橋康夫「辻子——その発生と展開——」『史学雑誌』八六一六、昭和五十二年
- ② 京都大学附属図書館蔵 中井家旧蔵『寛永後、万治前 洛中絵図』 臨川書店刊本。
- ③ 川上貢「京都大学蔵『寛永後万治前 洛中絵図』解題」、同右
- ④ 拙稿「京都の辻子について」、藤岡謙二郎編『現代都市の諸問題』、地人書房、昭和四十一年、所収
- ⑤ 拙稿「辻子再論」、『檀原考古学研究所論集』第五、吉川弘文館、昭和五十四年、所収
- ⑥ 『朝日新聞』昭和五十四年十二月十七日付朝刊、滋賀版
- ⑦ 『新修大津市史』第三卷「近世前期」、昭和五十五年、一八四〜一九一頁
- ⑧ 藤田元春『平安京変遷史』、すずかけ出版部、昭和五年、が、早い時期にこの史料を引用し、検討している。
- ⑨ 同右書三四頁。

〔付記〕奈良の突抜の史料入手について奈良女子大学戸祭由美夫氏をわずらわした。脱稿後、大阪府茨木市にも突抜があることを、追手門学院大学の金田章裕氏が教示された。また製図は森図房さんをお願いした。記してお礼にかえさせていただく。